

文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）国庫補助要項

平成31年3月11日
令和元年5月24日改正
令和3年4月1日改正
令和4年4月1日改正
令和4年4月21日改正
文化庁長官決定

1 趣旨

この要項は文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱に基づき、地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

- (1) 補助事業者が、上記趣旨に基づき、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 都道府県又は政令指定都市は、実施計画終了後に地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業実施報告を長官に提出する。
- (4) 都道府県又は政令指定都市は、実施計画の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

3 補助事業者

補助事業者は、次の各号とする。

- (1) 都道府県
- (2) 政令指定都市
- (3) 都道府県又は政令指定都市が指定した、総務省が認定する地域国際化協会（以下「地域国際化協会」という。）
- (4) 地域国際化協会を有さない、都道府県又は政令指定都市が指定した、地域国際化協会に準ずる、法人又は行政機関、地域住民、企業等から構成される団体。なお、当該都道府県又は政令指定都市に所在し、代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに限る。

4 補助対象事業

地域における日本語教育推進のための体制づくりのため、司令塔となる人材の確保や日本語教室の運営等

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、人件費、諸謝金、旅費・交通費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費、補助金等が考えられるが、各地域の実情に応じて必要な経費を適切に積算すること。

6 交付決定前経費の執行

補助事業には、ウクライナ避難民への地域日本語教育を支援するため、令和4年4月1日以降で交付決定前の経費を含むことができる。

附 則（令和元年5月24日元文府第146号）

この要項は、令和元年5月24日から施行する。

附 則（令和3年1月12日2文府第1604号）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日3文府第2147号）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月21日4文府第356号）

この要項は、令和4年4月21日から施行する。